

# なくそう滞納！税は暮らしを支える財源

市では毎年12月を税の滞納整理強化月間として、税金の納期内納付を勧め、滞納をなくすために、さまざまな取り組みを行っています。

市が行う、個人や民間の団体では提供できない公共サービスなどは、市民一人一人が納める税金で賄われています。より良い暮らしを支えていくためにも、税金は決められた納期内に納めましょう。

## 豊かで安心な暮らしに 欠くことのできない市税

市税には、市県民税、固定資産税や都市計画税、軽自動車税などがあります。これらは「生活環境の整備」「福祉の充実」「教育・文化の向上」など、市民の豊かで安心できる暮らしを確保・維持するための大事な財源です。

市税は所得や資産の状況に応じて、公平に負担するものです。滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫することになります。そうなること、身近な道路や公園の整備をはじめ、福祉や教育、保健、消防、ごみ処理など、生活に欠かすことのできない公共サービス

が、低下する恐れもあります。

## 皆さんの医療の支え 国民健康保険税(国保税)

国保税は、病気やけがをしたときの医療費や、出産一時金などの給付に使われ、私たちの健康を守るための貴重な財源になります。

国保税を納めない人がいると、国民健康保険の財源が乏しくなります。そうなるとう十分な給付を行うことができなくなり、皆さんが負担する医療費の割合が大きくなってしまいます。

## 有効期間の短い「短期被保険者証」に

国保税を滞納すると通常の保険証ではなく、有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。

## ●「被保険者資格証明書」は全額負担

1年以上滞納した場合は、保険証を返却することになり、代わりに被保険者資格証明書が交付されます。被保険者資格証明書で医療機関などにかかったときは、医療費はいったん全額自己負担になります。そうならないためにも、国保税も決められた納期内に納めましょう。

## 延滞金を加算

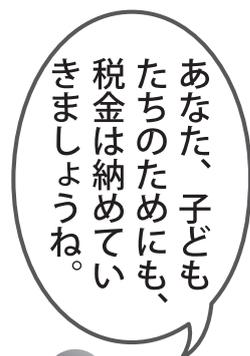
公平性を確保するため、滞納した場合は延滞金(年14・6%)が加算されます。

## 滞納処分で「差押」

税金を納期限までに納付しないと、督促状や催告書を発送し

そうだね。

あなた、子どもたちのためにも、税金は納めていきましょね。



ます。再三の催促にもかかわらず「相談もなく納付しない」「納税誓約を履行しない」など、悪質滞納者には滞納処分を執行します。滞納処分では法律に基づく財産調査を行い、預金や給与、不動産などを差し押さえます。

## 納付方法はいろいろ

税金は納期限までに皆さんが自主的に納めましょう。納付は口座振替をはじめ、コンビニエンスストア(コンビニ)や金融機関、郵便局のほか、市役所および各支所です。利用できるコンビニや金融機関は、納付書の裏面に記載しています。

また昼間や平日に、納付や納税相談を行うことができない人のため、休日(毎月第4日曜日)

と夜間(月2回)に窓口を開設しています。日時などは広報で確認できます。

## 納付が困難! そのときは必ず相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、相談してください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。

## 問い合わせ先

●市税・国保税の納付  
税務課収税班

☎ 62・5322

## ●保険証の交付

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

